

臨時保育士を募集します

市は、市立保育所で働く臨時保育士を若干名募集します。賃金や勤務内容など詳しくは問い合わせてください。

■問い合わせ先 地域福祉課児童福祉係(☎・内線1105)

高齢者の先進安全自動車購入を補助します

市は、高齢者の運転による自動車事故を防止し、事故時における被害の軽減を図るため、70歳以上を対象に、1人当たり1回限り、安全運転装置を搭載した新車の購入費用の一部を予算の範囲内で補助します。

■対象車 ①④を全て満たす自動車
①補助金の交付を受けようとする年度内に新車登録された自家用および乗用の用途
②車両本体価格(消費税抜き)が200万円以下
③自動車検査証の使用の本拠の位置が市内
④市内の自動車販売店から購入

■対象者 ①⑤を全て満たす人
①市内に住所を有し、新車登録日において70歳以上
②営利を目的とせず自ら使用する目的

市は、生涯学習人材バンクの登録者を募集します。

生涯学習人材バンクとは、多種多様な知識や技能を持った人の情報を登録・公開し、地域や団体の生涯学習活動の講師・指導者として活躍していただく制度です。

■登録方法 生涯学習人材バンク登録申請書を地域振興課へ提出してください。申請書は、市ホームページからダウンロードするか、本庁地域振興課・各支所地域振興係、各コミュニティセンターで閲覧することができます。

■問い合わせ先 地域振興課生涯学習係(☎・内線1142)

渋川学童保育クラブの休止期間を延長します

渋川学童保育クラブは平成30年9月1日から休止していましたが、引き続き令和2年3月31日まで休止します。

■問い合わせ先 地域福祉課児童福祉係(☎・内線1107)

住宅の新築・増改築工事と水洗化リフォームに助成

市は、市民の居住環境の向上、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、木造住宅の新築・増改築工事費と住宅の水洗化リフォーム工事費に助成します。申請は工事着手前に行ってください。

①木造住宅の新築・増改築工事
■対象住宅
▼居住する目的で市内に新築する木造住宅、または所有かつ居住している市内の住宅で増改築する木造住宅
※共同住宅、建売住宅、別荘など一時的に使用する住宅、賃貸など営利を目的とした住宅は対象外
▼集合住宅や併用住宅は、延べ床面積の2分の1以上を居住用、住宅用として使用している住宅
▼過去に同助成を受けていない住宅

市は、生涯学習人材バンクの登録者を募集します。

生涯学習人材バンクとは、多種多様な知識や技能を持った人の情報を登録・公開し、地域や団体の生涯学習活動の講師・指導者として活躍していただく制度です。

■登録方法 生涯学習人材バンク登録申請書を地域振興課へ提出してください。申請書は、市ホームページからダウンロードするか、本庁地域振興課・各支所地域振興係、各コミュニティセンターで閲覧することができます。

■問い合わせ先 地域振興課生涯学習係(☎・内線1142)

空き家対策について
協議する委員を募集
市は、市空家等対策計画の策定や対策の推進などについて協議する協議会の委員を2人募集します。

■応募要件 次の全てを満たす人
①申込時に18歳以上で市内に引き続き1年以上住所を置く人
②本市の職員および市議会議員でない人
③地域づくりに関心があり、平日開催の会議に出席できる人

表 木造住宅新築・増改築工事助成額

工事受注者	対象経費	助成額
市内の業者	2,000万円以上	50万円
	1,000万円以上2,000万円未満	40万円
	500万円以上1,000万円未満	30万円
	100万円以上500万円未満	20万円

※市外業者に発注した場合、助成額は半額
※市産材を5立方メートル以上使った場合は、1立方メートル当たり2万円を上乗せ(上限50万円)

市は、市民の居住環境の向上、住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を図るため、木造住宅の新築・増改築工事費と住宅の水洗化リフォーム工事費に助成します。申請は工事着手前に行ってください。

②住宅の水洗化リフォーム工事
■対象住宅
▼自己が2分の1以上を所有し、自己または自己と生計を同一にする親族が延べ床面積の2分の1以上居住している市内の住宅
▼過去に同助成を受けていない住宅

■対象工事
▼既存の排水設備、便槽または合併処理浄化槽を下水道処理施設、農業集落排水処理施設または合併処理浄化槽に接続する工事およびそれに伴う増改築工事
▼対象工事に要する経費が20万円以上の工事
▼集合住宅は居住専用部分、併用住宅は住宅部分を対象とする工事
▼増築の場合は、増築面積が10平方メートル以上の工事
▼市内に主たる事業所か本店を有する法人または個人事業主が施工する工事
▼他の補助などを受けていない工事
▼令和2年3月19日(木)までに完了報告ができる工事

■対象者 ①木造住宅の新築・増改築工事の対象者と同様
■助成金額 対象工事に要した経費の5分の1以内の額(上限20万円)
※市共通商品券で交付
■申請期限 令和2年1月31日(金)

市は、人材・青少年の育成に係る研修、交流事業に対する経費の一部を予算の範囲内で補助しています。

①研修会等開催事業
各種団体が、その分野の人材を育成するために研修会や講演会などを開催(参加者からの会費などによる収益を差し引いた経費のうち、2分の1に相当する額以内で50万円を上限)

②国内外研修事業
個人が、市内の団体や国、県などの主催する研修会(国外を含む)に参加(個人が支払う経費で直接研修に要する費用の2分の1に相当する額以内で10万円を上限)

③青少年派遣研修事業
20歳未満の青少年を市長が認める研修に派遣(派遣される青少年が負担する経費のうち、2分の1に相当する額以内で1人につき25万円を上限)

④国際交流事業
団体が、国際親善、国際理解のために国際交流事業を実施(事業実施団体に支援金として50万円を限度に補助)

■申込期限 事業実施の1カ月前
■問い合わせ先 地域振興課生涯学習係(☎・内線1142)